

平成28年1月19日開催の部長会議の報告をします。

## 部長会議報告書

平成28年1月19日(火)

3階第2会議室16:30～

### 1. 議題・課題等提案

#### (1) 議会事務局

##### 1. 当初予算の審査方法の変更について

###### (1) 現状と経緯

今まで予算案の審査方法については、議案を分割し所管の常任委員会へ付託し審査を行ってきた。

この審査方法は、行政実例では「条例案の分割付託は、できないものと解する。」また「予算は不可分であって、委員会としての最終的審査は1つの委員会において行うべく、2つ以上の委員会で分割審査すべきものではない。」として認めていない。

各種の解説書でも、議案の分割付託について「予算については関係委員会に付託して審査している例があるが違法であること。」「当初予算の審査でいつも指摘されていることは、常任委員会への分割付託である。このやり方は違法といわれているが、多くの地方議会で行われている。」「現状は違法状態が多数派だ。」などと解説されている。

所管の常任委員会に予算を分割付託する方法は、議案一体の原則に反し、委員会での修正ができないという欠点があると言われてきた。

議会改革検討会において2年に渡り「予算審査のあり方」及び「予算委員会の運営方法について」検討を行い、「予算の審査に当たっては予算委員会を設置し審査を行う」ものとし、予算委員会の運営方法等については、「①当初予算案の審査については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、分科会方式で行う。」「②予算特別委員会の設置は12月定例会最終日に行い、閉会中も予算案の説明を受けることができるよう、また、予算説明についても全体会を設け全議員が情報を共有できるよう配慮する。」との協議結果に至り議長に答申した。

この検討結果は、議長から議会運営委員会へ報告され、議会運営委員会において、これを了承するとともに、具体的な検討を行い、平成28年度当初予算からは、議長を除く全議員が参加する予算特別委員会を設置し、審査を行うことが決定された。

※補正予算については、当面の間、従来どおり分割付託による審査を継続する。

###### (2) 当初予算審査について

###### ・予算特別委員会の構成

予算特別委員会（全体会）の下に各常任委員会を設置（総務安全分科会、教育福祉分科会、都市経済分科会）

予算特別委員会の委員長は副議長、副委員長は議会運営委員長  
分科会の正副分科会長は、各常任委員会の正副委員長

・審査の流れ

- 2月3日 ①予算特別委員会（全体会）  
財政当局から当初予算案の主な事業及び新規事業等の説明
- 2月16日 ②全員協議会（議案聴取）  
補正予算案及び条例案等のみ
- 2月17日 ③議会運営委員会（議案送付）
- 2月18日 ④予算特別委員会（全体会）－当初予算説明－  
～19日 常任委員会で行われていた当初予算案の説明を行う。予算案の説明のみとし質疑は行わない。（委員会に議案が付託されていないため審査は行えない。）  
議員は全員出席、当局からは部長、課長が出席し部局ごとに入れ替わって説明する。
- 3月上旬 ⑤本会議（議案付託）
- 3月7日 ⑥常任委員会  
～9日
- 3月7日 ⑦分科会  
～9日 議案に対する質疑、賛成・反対の意見表明及び意見集約。裁決なし。
- 3月16日 ⑧予算特別委員会（全体会）  
分科会長から審査の経過及び結果報告を行い、分科会長報告に対する質疑、討論の後、委員会として議案の採決を行う。
- 3月24日 ⑨本会議（最終日）

2. 行政視察の受け入れについて

(1) 現状

行政視察の受け入れについては、平成24年度は26自治体195人、平成25年度は30自治体243人、本年度は4月から12月末まで20自治体205人。

昨年度、最も多かったテーマは「介護支援ボランティア制度」、次いで「地域医療再生・病院経営について」であった。また「地域包括ケアシステムについて」の行政視察は、先進的な取組事例として、ここ数年何度か研究テーマに取り上げられている。また本年度は、引き続き「地域包括ケアシステムについて」、また、ブランド推進事業など市の情報発信の積極的な取り組み事例について、他議会から視察受入依頼があった。

今年度から視察時に資料代として、1人当たり500円の徴収を始め、12月末現在で101,000円の収入となった。

(2) 課題

毎年、多くの視察を受け入れているが、視察による宿泊や消費に伴う経済効果は微々たるものである。今後は、受け入れ条件として、市内での宿泊もしくは食事を行うことを検討していく。

(3) 今後の取り組み

今年度から視察時に資料代として、1人当たり500円の徴収を行ったところ、視察人数の増加と相まって予想以上の収入となった。

来年度は、資料代を1人当たり1,000円とし、独自の収入確保に努めていく。

(市長)

- ・行政視察に係る資料代徴収は、市長部局もそろえて実施していくのか。
- ・先進的な取組みをやれば視察が増えて収入が増加するので積極的に取り組んでもらいたい。

(副市長)

- ・予算特別委員会（全体会）での説明のレベルをそろえてもらうよう総務部長と相談してください。
- ・逆に本市が行政視察に行く際の資料代として歳出予算計上が必要になってくるだろうが、当面はできない。

## 2. その他

(1) 改正行政不服審査法について（総務部）

### 1 改正行政不服審査法の概要

行政不服審査法が制定以来約50年ぶりに全面改正され、平成28年4月1日に施行される。主な改正点は「①不服申立てが審査請求に一本化」「②職員のうち処分に関与しない者が審理手続を行い、さらに第三者機関が点検」「③審査請求できる期間が、60日から3か月に延長」である。

### 2 桑名市の体制

(1) 審理員候補者の選定（指名順位案）

「①総務課長」「②総務課主幹」「③総務課課長補佐」「④総務部にある職員」「⑤総務課長の職にあった者で課長等の職にある者」「⑥総務課の職にあった者で課長等の職にある者」「⑦審査庁の長が指名した職員」

(2) 行政不服審査会（第三者機関）の設置

- ・12月に「桑名市行政不服審査会条例」を制定
- ・既存の情報公開・個人情報保護審査会の5名の委員を選任する予定

(3) 法改正に伴う例規整備

- ・約60の例規（条例・規則・規程・細則・要綱）の改正等が必要

### 3 今後のスケジュール

- ・1月22日(金)に担当者説明会し、2月～3月下旬に関係例規の整備
- ・1月19日(火)～3月下旬に全職員への改正法の周知として、「掲示板」に「わかりやすい行政不服審査法のはなし」を11回掲載する。
- ・4月1日(金) 改正行政不服審査法施行

(2) 桑名市のオープンデータ活用の取り組みについて（総務部）

平成28年2月17日に桑名市オープンデータポータルサイトが稼働する。オープンデータの取組みは「全員参加型市政」の実現に向けた取組みの一つである。オープンデータの使い道は使う者が考えることなので、各部局においても積極的な開示をお願いしたい。

今後のスケジュールは、1月28日(木)に概要研修、2月15日(月)に操作研修、2月17日(水)にはオープンデータポータルサイト公開開始となる。

積極的にデータを開示することで、市民の皆さんに市政に興味を持っていただくとともに、市民との協働の活性化が可能になる。全員参加型市政の実現のためにもご協力をお願いする。

先進事例としては、徳島県、福島県会津若津市、千葉県千葉市である。

(3) その他

① 第122回東海市長会通常総会要望事項の提出（市長公室）

- ・ 1月15日に全庁にメールで依頼させていただいた。
- ・ 各部局の主管課において取りまとめのうえ、1月22日(金)までに各部局で2件程度提出いただきたい。

② 地域研究フォーラムin桑名の開催（市長公室）

- ・ 1月15日に掲示板に掲載しお知らせさせていただいた。
- ・ 1月23日(土)中央公民館で午後1時から開催される。
- ・ 三重大学大学院人文社会科学研究所の学生が「桑名市の文化と社会に関する研究」を行い、その成果を報告するので、是非ともご参加をお願いしたい。

③ 公共施設マネジメントシンポジウムの開催（市長公室）

- ・ 掲示板でお知らせさせていただいた。
- ・ 1月24日(日)桑名市民会館小ホールで、午後1時30分から開催される。
- ・ 東洋大学根本先生の基調講演と、市長が出席するパネルディスカッションがあるので、是非ともご参加をお願いしたい。